## 業務委託契約約款

(総則)

- 第1条 乙は、別紙の○○○業務委託仕様書(以下「仕様書」という。)に基づき、頭書の委託 業務(以下「委託業務」という。)を実施しなければならない。
- 2 仕様書に定めのない細部の事項については、甲は乙に対して書面により指示するものとする。 (契約の保証)
- 第2条 乙は、甲においてその必要がないと認める場合を除き、この契約の締結と同時に、次の 各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。なお、第4号の場合においては、その 保険証書を甲に寄託しなければならない。
  - (1) 契約保証金の納付
  - (2) 契約保証金に代わる担保となる国債の提供
  - (3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行又は甲が確実と認める金融機関の保証
  - (4) この契約による債務の不履行により生ずる損害を塡補する履行保証保険契約の締結
- 2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額(第6項において「保証の額」という。)は、契約金額の10分の1以上としなければならない。
- 3 第1項第1号の契約保証金には利子は付けない。
- 4 乙が第1項第3号又は第4号のいずれかに掲げる保証を付する場合は、当該保証は第25条 第3項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。
- 5 第1項の規定により、乙が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は、 契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号に掲げる保証を付したと きは、契約保証金の納付を免除する。
- 6 契約金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の契約金額の10分の1に達するまで、 甲は保証の額の増額を請求することができ、乙は保証の額の減額を請求することができる。
- 7 甲は、この契約が履行されたとき、又は第18条第1項、第22条若しくは第23条の規定によりこの契約が解除されたときは、契約保証金(契約保証金に代わる担保として提供された国債を含む。)を乙に還付するものとする。

(再委託等の禁止)

- 第3条 乙は、この契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継してはならない。ただし、書面により甲の承諾を得たときは、この限りでない。
- 2 乙は、委託業務の実施を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、書面により甲 の承諾を得たときは、この限りでない。
- 3 乙は、成果物(未完成の成果物及び業務を行う上で得られた記録等を含む。)を第三者に譲渡し、若しくは貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、書面により甲の承諾を得たときは、この限りでない。

(調査報告等)

第4条 甲は、必要があると認めるときは、乙に対して委託業務の実施状況について調査し、若しくは報告を求め、又は乙の事務所その他委託業務の実施場所に立ち入ることができる。

(業務担当責任者)

第5条 乙は、業務担当責任者を選任し、その氏名を甲に通知しなければならない。

2 乙の業務担当責任者は、必要に応じて委託業務の実施場所に常駐し、甲の監督又は指示に従い、委託業務に関する一切の事項を処理しなければならない。

(著作権の譲渡等)

- 第6条 乙は、成果物が著作権法(昭和45年法律第48号)第2条第1項第1号に規定する著作物(以下「著作物」という。)に該当する場合には、当該著作物に係る乙の著作権(同法第21条から第28条までに規定する権利をいう。)を当該著作物の引渡し時に甲に無償で譲渡するものとする。
- 2 甲は、成果物が著作物に該当するとしないとにかかわらず、当該成果物の内容を乙の承諾な く自由に公表することができる。
- 3 甲は、成果物が著作物に該当する場合には、乙が承諾したときに限り、既に乙が当該著作物 に表示した氏名を変更することができる。
- 4 乙は、成果物が著作物に該当する場合において、甲が当該著作物の利用目的の実現のために その内容を改変するときは、その改変に同意する。また、甲は、成果物が著作物に該当しない 場合には、当該成果物の内容を乙の承諾なく自由に改変することができる。
- 5 乙は、成果物(業務を行う上で得られた記録等を含む。)が著作物に該当するとしないとに かかわらず、甲が承諾した場合には、当該成果物を使用し、若しくは複製し、又は当該成果物 の内容を公表することができる。
- 6 甲は、乙が成果物の作成に当たって開発したプログラム(著作権法第10条第1項第9号に 規定するプログラムの著作物をいう。)及びデータベース(同法第12条の2に規定するデー タベースの著作物をいう。)について、乙が承諾した場合には、別に定めるところにより、当 該プログラム及びデータベースを利用することができる。

(特許権等の使用)

第7条 乙は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利(以下「特許権等」という。)の対象となっている履行方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、甲がその履行方法を指定した場合において、仕様書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、乙がその存在を知らなかったときは、甲は、乙がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

(委託業務の内容の変更)

第8条 甲は、この契約締結後の事情により、委託業務の内容を変更することができる。この場合において、甲は、必要があると認められるときは、履行期間若しくは契約金額を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(委託業務の中止)

- 第9条 甲は、必要があると認めるときは、委託業務の中止内容を乙に通知して、委託業務の全部又は一部を一時中止させることができる。
- 2 甲は、前項の規定により、委託業務を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは、履行期間若しくは契約金額を変更し、又は乙が委託業務の続行に備え委託業務の一時中止に伴う増加費用を必要としたとき、若しくは乙に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(乙の請求による履行期間の延長)

第10条 乙は、その責めに帰すことができない事由により履行期間内に委託業務を完了するこ

とができないときは、その理由を明示した書面により、甲に履行期間の延長変更を請求することができる。

(甲の請求による履行期間の短縮等)

- 第11条 甲は、特別の理由により履行期間を短縮する必要があるときは、履行期間の短縮変更 を乙に請求することができる。
- 2 甲は、前項の場合において、必要があると認められるときは、契約金額を変更し、又は乙に 損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(契約以外の費用の負担)

- 第12条 成果物の引渡し前に、成果物について生じた損害その他委託業務を行うにつき生じた 損害(次項及び第3項に規定する損害を除く。)については、乙がその費用を負担する。
- 2 委託業務を実施するにつき第三者に及ぼした損害について、当該第三者に対して損害の賠償を行わなければならないときは、乙がその賠償額を負担する。
- 3 前項の規定にかかわらず、同項に規定する賠償額のうち、甲の指示その他甲の責めに帰すべき事由により生じたものについては、甲がその賠償額を負担する。ただし、乙が甲の指示等が不適当であること等甲の責めに帰すべき事由があることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。
- 4 前2項の場合その他委託業務を行うにつき第三者との間に紛争を生じた場合においては、甲 乙協力してその処理解決に当たるものとする。

(検査及び引渡し)

- 第13条 乙は、委託業務が完了したときは、遅滞なく、委託業務完了届を甲に提出して、検査 を受けなければならない。
- 2 甲は、前項の届出を受けたときは、10日以内に検査を行うものとする。
- 3 乙は、前項の検査に合格しないときは、甲の指定する期間内に補正又は修正をし、更に甲の 検査を受けなければならない。
- 4 乙は、甲の検査に合格したときは、遅滞なく、成果物を甲に引き渡さなければならない。この場合において、乙は、成果物引渡書を甲に提出しなければならない。

(引渡し前における成果物の使用)

- 第14条 甲は、前条の規定による引渡し前においても、成果物の全部又は一部を乙の承諾を得て使用することができる。
- 2 前項の場合においては、甲は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければ ならない。
- 3 甲は、第1項の規定により成果物の全部又は一部を使用したことによって乙に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(委託料の支払)

- 第15条 乙は、第13条の規定により検査に合格し、成果物の引渡しを終了したときは、委託 料の支払を請求するものとする。
- 2 甲は、前項の規定による適法な支払の請求があったときは、請求を受けた日から30日以内 に委託料を乙に支払うものとする。

(契約不適合責任)

第16条 甲は、引渡しを受けた成果物が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しない

もの(以下「契約不適合」という。)であるときは、乙に対し、成果物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

- 2 前項の場合において、甲が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の 追完がないときは、甲は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。た だし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求 することができる。
  - (1) 履行の追完が不能であるとき。
  - (2) 乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
  - (3) 成果物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
  - (4) 前3号に掲げる場合のほか、甲がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(契約不適合責任期間等)

- 第17条 甲は、引渡しを受けた成果物に関し、頭書記載の契約不適合責任期間(契約不適合に係る履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除(以下この条において「請求等」という。)が可能な期間をいう。以下この条において同じ。)内でなければ、契約不適合を理由とした請求等をすることができない。
- 2 請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠その他の当該請求等の 根拠を示して、乙の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行うものとする。
- 3 甲が契約不適合責任期間内に契約不適合を知り、その旨を乙に通知した場合において、甲が 通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合 責任期間内に請求等をしたものとみなす。
- 4 甲は、請求等をしたときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の 範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等をすることができる。
- 5 前各項の規定は、契約不適合が乙の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する乙の責任については、民法の定めるところによる。
- 6 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。
- 7 甲は、成果物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに乙に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等をすることができない。ただし、乙がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。
- 8 甲は、引渡しを受けた成果物の契約不適合が仕様書等の記載内容、甲の指示又は貸与品等の 性状により生じたものであるときは、当該契約不適合を理由として、請求等をすることができ ない。ただし、乙がその記載内容、指示又は貸与品等が不適当であることを知りながらこれを 通知しなかったときは、この限りでない。

(甲の任意解除権)

- 第18条 甲は、委託業務が完了するまでの間は、次条又は第20条第1項の規定にかかわらず、 必要があると認めるときは、この契約を解除することができる。
- 2 甲は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(甲の催告による解除権)

- 第19条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。
  - (1) 正当な理由がなく、委託業務に着手すべき期日を過ぎても委託業務に着手しないとき。
  - (2) 履行期間内に業務が完了しないとき、又は履行期間経過後相当の期間内に委託業務を完了 する見込みがないと明らかに認められるとき。
  - (3) 正当な理由がなく、第16条第1項の履行の追完がなされないとき。
  - (4) 乙及び業務担当責任者その他使用人が甲の職務の執行を妨げたとき。
  - (5) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(甲の催告によらない解除権)

- 第20条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。
  - (1) 第3条第1項の規定に違反し、委託料支払請求権その他甲に対する債権を譲渡したとき。
  - (2) 成果物を完成させることができないことが明らかであるとき。
  - (3) 乙が成果物の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
  - (4) 乙の債務の一部の履行が不能である場合又は乙がその債務の一部の履行を拒絶する意思を 明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができな いとき。
  - (5) 成果物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行をしないでその時期を経過したとき。
  - (6) 前各号に掲げる場合のほか、乙がその債務の履行をせず、甲が前条の催告をしても契約を した目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
  - (7) 第11号に規定する排除対象業者に委託料支払請求権その他甲に対する債権を譲渡したと き。
  - (8) 第22条又は第23条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
  - (9) 委託業務を実施する上で必要な法令の定めによる資格、許可若しくは登録等を取り消され、 又は営業の停止を命ぜられたとき。
  - (10) 乙又は乙が代理人、支配人その他使用人若しくは入札代理人として使用していた者が、この契約に関して公正な執行を妨げ、又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したと認められるとき。
  - (11) 次のいずれかに該当する者(以下「排除対象業者」という。)であるとき。
    - ア 暴力団(姫路市暴力団排除条例(平成24年姫路市条例第49号)第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(姫路市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
    - イ 暴力団員が役員(法人等(法人その他の団体をいう。以下同じ。)において、業務を執 行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる 名称を有する者であるかを問わず、当該法人等に対し業務を執行する社員、取締役、執行

役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者をいう。以下同 じ。)として経営に関与している者(実質的に関与している場合を含む。)

- ウ 暴力団員を相当の責任の地位にある者(役員以外で業務に関し監督する責任を有する使用人をいう。以下同じ。)として使用し、又は代理人として選任している者
- エ 次に掲げる行為をした者を、役員等(法人等にあっては役員その他経営に実質的に関与している者又は相当の責任の地位にある者をいい、個人にあってはその者又は経営に実質的に関与している者若しくは相当の責任の地位にある者をいう。以下同じ。)としている者
  - (ア) 自己若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を与えるため、暴力団若しく は暴力団員の威力を利用する行為
  - (イ) 暴力団又は暴力団員に資金的援助等の経済的便宜を図る行為
  - (ウ) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている と認められる行為
  - (エ) (ア)から(ウ)までに掲げるもののほか、暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有していると認められる行為
- (12) 第3条第2項ただし書の規定による再委託等に当たり、その相手方が排除対象業者であることを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (13) 正当な理由なく、第29条第1項に規定する措置の求めに応じないとき、又は第30条第 1項に規定する情報の提供を拒んだとき。
- (14) 雇用する労働者に対する賃金の支払について、乙が最低賃金法(昭和34年法律第137 号)第4条第1項の規定に違反したとして検察官に送致されたとき。
- (15) 個人情報取扱特記事項又は特定個人情報等取扱特記事項の定めがある場合は、これらに違 反したとき。
- 2 甲は、前項各号に掲げる場合が乙の責めに帰すべき事由によるものであるときは、この契約 を解除した場合において乙に損害が生じても、その責めを負わない。

(甲の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第21条 甲は、第19条各号又は前条第1項各号に掲げる場合が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(乙の催告による解除権)

第22条 乙は、甲がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行を催告し、その 期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した 時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この 限りでない。

(乙の催告によらない解除権)

- 第23条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約の解除をすることができる。
  - (1) 第8条の規定による委託業務の内容の変更のため、契約金額が3分の1以上増減したとき。
  - (2) 第9条第1項の規定による委託業務の中止の期間が履行期間の3分の1以上に達したとき。 (乙の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)
- 第24条 乙は、第22条に規定する場合又は前条各号に掲げる場合が乙の責めに帰すべき事由

によるものであるときは、前2条の規定による契約の解除をすることができない。 (甲の損害賠償請求等)

- 第25条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を 請求することができる。
  - (1) 履行期間内に委託業務を完了することができないとき。
  - (2) 成果物に契約不適合があるとき。
  - (3) 第19条又は第20条第1項の規定により、成果物の完成後にこの契約が解除されたとき。
  - (4) 前3号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき、又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、契約金額の10分 の1に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。
  - (1) 第19条又は第20条第1項の規定により、成果物の完成前にこの契約が解除されたとき。
  - (2) 成果物の完成前に、乙がその債務の履行を拒否し、又は乙の責めに帰すべき事由によって 乙の債務について履行不能となったとき。
- 3 次に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
  - (1) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律第75号) の規定により選任された破産管財人
  - (2) 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により選任された管財人
  - (3) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年法律第225号)に規定する再生債務者又は同法の規定により選任された管財人等
- 4 第1項各号又は第2項各号に掲げる場合(前項の規定により第2項第2号に該当する場合と みなされる場合を除く。)が、この契約及び取引上の社会通念に照らして乙の責めに帰するこ とができない事由によるものであるときは、第1項又は第2項の規定は、適用しない。
- 5 甲は、第1項第1号の規定に該当することにより生じた損害の賠償を請求するときは、遅延 日数に応じ、契約金額(履行が可分の契約で契約金額を分割して計算することができるときは、 履行遅滞となった部分の契約金額について計算した額) につき、年3パーセントの割合で計算 した額を請求することができる。ただし、特別の理由があると認めるときは、当該額の範囲内 で相当と認める額を請求することができるものとする。
- 6 前項の規定による遅延日数の計算については、検査に要した日数は算入しない。検査の結果、 不合格となった場合におけるその補正又は修正をさせるために甲が第1回目に指定した日数に ついても同様とする。
- 7 第2項の場合において、契約保証金(契約保証金に代えて提供された担保又は保険会社から 支払われる保険金を含む。以下この条において同じ。)があるときは、甲は、当該契約保証金 をもって違約金に充当するものとする。
- 8 前項の規定により契約保証金を違約金に充当した後になお余剰があるときは、当該余剰に係る契約保証金は、違約金として甲に帰属する。
- 9 第1項又は第2項の場合において、甲は、損害賠償金、違約金請求権その他乙に対する債権 と乙の契約金請求権その他甲に対する債権とを相殺することができる。
- 10 前項の場合において、相殺して、なお不足があるときは、乙は、甲の指定する期間内に当

該不足額を支払うものとする。

- 11 第9項の場合において、充当する債権の順序は、甲が指定するものとする。 (賠償の予約)
- 第26条 乙は、乙(乙が共同企業体であるときは、各構成員をいう。以下この条において同じ。) がこの契約に関して次の各号のいずれかに該当したとき、又は乙が代理人、支配人その他使用 人若しくは入札代理人として使用していた者がこの契約に関して第4号又は第5号に該当した ときは、契約金額の10分の2に相当する額を賠償金として、甲の指定する期間内に支払わなければならない。この契約を履行した後も同様とする。
  - (1) 乙が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業者団体(独占禁止法第2条第2項に規定する団体をいう。次号において同じ。)が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対し、独占禁止法第7条の2第1項(独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。)の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。以下この条において同じ。)。
  - (2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令(これらの命令が乙又は乙を構成員とする事業者団体(以下「乙等」という。)に対して行われたときは、乙等に対する命令で確定したものをいい、乙等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令全てが確定した場合における当該命令をいう。次号及び次項第2号において同じ。)において、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
  - (3) 前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、乙等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)に入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
  - (4) 刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
  - (5) 刑法第198条の規定による刑が確定したとき。
- 2 乙は、乙がこの契約に関して次の各号のいずれかに該当したとき、又は乙が代理人、支配人 その他使用人若しくは入札代理人として使用していた者がこの契約に関して第2号に該当した ときは、前項に規定する契約金額の10分の2に相当する額の賠償金のほか、契約金額の10 0分の5に相当する額を賠償金として、甲の指定する期間内に支払わなければならない。この 契約を履行した後も同様とする。
  - (1) 前項第1号に規定する確定した納付命令における課徴金について、独占禁止法第7条の3 第2項又は第3項の規定の適用があるとき。
  - (2) 前項第2号に規定する納付命令若しくは排除措置命令又は同項第4号に規定する刑に係る確定判決において、乙が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。

- 3 前2項の規定は、甲に実際に生じた損害の額がそれぞれ同項に規定する賠償金の額の合計額 を超える場合において、その超過分につき、甲が、賠償金の請求をすることを妨げるものでは ない。
- 4 第1項及び第2項の場合において、乙が共同企業体であり、既に解散しているときは、甲は、 当該共同企業体の構成員であった全ての者に対して賠償金を請求することができる。この場合 において、当該構成員であった者は、甲に対して共同連帯して賠償金の支払の義務を負うもの とする。
- 5 第1項又は第2項の規定により乙が甲に支払うべき賠償金については、前条第9項の規定を 準用する。

(乙の損害賠償請求等)

- 第27条 乙は、甲が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を 請求することができる。ただし、当該各号に掲げる場合がこの契約及び取引上の社会通念に照 らして甲の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。
  - (1) 第22条又は第23条の規定によりこの契約が解除されたとき。
  - (2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき、又は債務の履行が不能であるとき。

(秘密の保持)

第28条 乙は、委託業務の実施上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(再委託等からの排除)

- 第29条 甲は、乙がこの契約に関して再委託等を行う場合においてその相手方(以下「再委託等相手方」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、乙に対して当該再委託等の解除その他必要な措置を講ずるよう求めることができる。
  - (1) 排除対象業者であるとき。
  - (2) 雇用する労働者に対する賃金の支払について、最低賃金法第4条第1項の規定に違反したとして検察官に送致されたとき。
- 2 前項の場合において、当該措置により乙に損害が生じても、甲は、その責めを負わない。 (役員等に関する情報提供及び情報の利用)
- 第30条 甲は、乙(再委託等相手方を含む。)が排除対象業者でないことを確認するため、乙に対して、役員等の名簿その他の必要な情報の提供を求めることができる。この場合において、 乙は、正当な理由なくその提出を拒んではならない。
- 2 甲は、前項の規定による確認に当たり、乙から提供された情報を所轄の警察署に提供し、そ の意見を聴くことができる。
- 3 甲は、姫路市暴力団排除条例第7条の趣旨に従い排除対象業者を排除するため、前項の意見 を、他の業務において利用し、又は外郭団体等を含む甲の関係部局と共有することができる。 (不当介入に対する措置)
- 第31条 乙は、この契約の履行に当たり、排除対象業者から妨害その他不当な要求を受けた場合は、その旨を直ちに甲に報告するとともに、所轄の警察署に届け出て、捜査上必要な協力を行わなければならない。

(契約内容を記録した電磁的記録を作成した場合における特約)

第32条 この契約が、契約内容を記録した電磁的記録(地方自治法(昭和22年法律第67号)

第234条第5項の規定による措置を講じたものに限る。)により作成した場合において、この契約に施された電子署名(電子署名及び認証業務に関する法律(平成12年法律第102号)第2条第1項に規定するものをいう。)に付与されたタイムスタンプ(時刻認証業務の認定に関する規程(令和3年総務省告示第146号)第2条第1項に規定するものをいう。)の時刻情報が頭書記載の締結の日以後のときにあっては同日に遡って効力を生ずるものとし、当該時刻情報が同日前のときにあっては同日から効力を生ずるものとする。

(契約外の事項)

第33条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議の上定めるものとする。